

子家発 0918 第1号

令和2年9月18日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕
〔児童相談所設置市〕

児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

国立児童自立支援施設への入所等について（協力依頼）

平素より、国立児童自立支援施設の運営等につきまして、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

令和元年9月に国立きぬ川学院において入所児童の自殺事案（以下「本件事案」という。）が発生し、その後、厚生労働省の社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会（以下「専門委員会」という。）において再発防止策や児童の支援のあり方について議論がなされ、令和2年4月30日に専門委員会から「令和元年9月に発生した死亡事案に関する報告」（以下「報告書」という。別添1参照。）が公表されました。

国立児童自立支援施設（以下「国立施設」という。）は、児童自立支援施設の入所対象である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条）のうち、「特に専門的な指導を要するもの」（厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第145条）を入所させて、その自立支援を行うことを目的としています。このため、他の児童自立支援施設での支援が困難となった子ども等を受け入れており、また、近年では、被虐待体験によるトラウマや発達障害等のある子どもの割合の増加傾向が顕著となっています。

厚生労働省及び国立施設においては、報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた改善策の実施に取り組んでいるところですが、今般、国立施設への入所打診をされる全国の児童相談所に協力をお願いさせていただきたい事項について、下記のとおり取りまとめました。国立施設への入所後の子どもの支援につき、より万全を期すため、国立施設への入所を検討される場合には下記の点にご留意頂くよう、お願い申し上げます。

記

1. 早期の入所打診等について

報告書（3.（1）入所前の情報収集とアセスメント）において、本件事案の子どもの入所について「入所打診から審判日まで日数が少なかったこと等により、情報が十分ではないという認識のまま、受け入れを決定した。」「成育歴を踏まえた、どうして問題を起こし続けてきたかという子どもの傷つきを読み解く、つながりのあるアセスメントが十分ではなかった。」ことが課題の一つとされており、「入所前の時点で十分な準備ができるよう、きぬ川学院への送致が予見される子どもについては、できるだけ早い段階から入所の打診をするよう全国の児童相談所にも協力を求める。」ことが提言されています。

つきましては、国立施設への入所措置や送致が予見される場合は、早期の段階からご相談、打診されるようお願いいたします。

2. 入所手続に必要な書類等について

報告書（3.（1）入所前の情報収集とアセスメント）において、「入所前に確認することが必須となる事項について、改めて整理し、明確化する。」ことが提言されています。これを受けて、令和2年8月4日の第25回専門委員会の資料として公表させていただいたとおり、本件事案が発生した国立きぬ川学院では、別添2のとおり、「国立きぬ川学院入所手続要領」を定め、児童相談所から入手する情報の充実を図るべく児童調査票の見直しを行うなど、入所手順及び必要書類等の整理・明確化を行いました。

つきましては、今後の国立きぬ川学院への入所打診の際は、見直し後の児童調査票を送付いただくようお願いいたします。

また、報告書において、「入所打診から入所までの期間が短い場合において、入所日までに足りない情報や欲しい情報があるときは、入所後速やかに必要な情報を入手するよう努める」ことも提言されています。この提言に沿った依頼をさせていただく場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、国立施設の入所手続の詳細については、各国立施設の調査課までお問い合わせいただくよう、併せてお願いいたします。

3. 直近に入所していた施設や鑑別所等における子どもの状態把握について

国立施設に入所する子どもの多くは複数の施設等に措置されてきた経験があることから、見捨てられ感などの心の傷つきを抱えている場合が多く、国立施設として、入所前に入所する子どもの成育歴を踏まえたアセスメントを

十分に行い、支援方針を立てていく必要があります。報告書（3.（1）入所前の情報収集とアセスメント）においても、「入所に至る経過の把握や子どもと実親との関係性などのほか、措置変更前の施設の情報や措置変更になった理由、それに対して子どもにどのように対応したかなどを把握していく」ことが提言されています。提言に沿って、国立施設では、子どもの成育歴を踏まえたアセスメントを行うに当たって、できるだけ詳細な情報を把握していくこととしています。

また、報告書において、「特に直近に入所していた施設や鑑別所等における子どもの状態把握については、児童相談所の了解を得た上で、施設や鑑別所等に対し、直接の引き継ぎや支援の方針を策定するための協力を依頼すること」も提言されています。

今後、これを踏まえた依頼を行う場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

4. 入所に当たっての子どもへの動機付けについて

報告書（3.（2）入所時の情報収集とアセスメント）において、「入所時又は入所後に、子どもに対し子ども自身の状態や、施設での生活目標等について丁寧に説明し、動機付けを行う。」ことが提言されています。

提言に沿って、国立施設では、アセスメントや子どもへの説明・動機付けを行うこととしていますが、ケースによっては、入所前の段階に、児童相談所から国立施設での生活などについてご説明いただくことも考えられます。個別具体的な打診の状況に応じて協力をお願いさせていただくことがありますので、予め御了知いただきますようお願いいたします。

5. 子どもに対する医療の提供に関する親権者への説明等について

本件事案の子どもに関しては、報告書（3.（5）児童に対する受診・投薬方針）において、「入所後に医師の診断により向精神薬の服薬が必要であるとの意見」が出されたものの、「親権者の同意を得るまでの間、医師に受診の上、代替薬として漢方薬等を投薬することとした」ことが課題として指摘されています。この点に関して、報告書では、「精神科医療を含め必要な医療を受けさせる可能性があることを、入所前の段階から親権者に対し通知し、理解を得ておく」、「向精神薬の服薬については、医師がその必要性を認める場合には、児童の意見にも配慮し、原則として、児童福祉法第47条第3項により施設長の監護措置として投薬を行うことを基本とする。」こと等が提言されています。

国立施設では、提言に沿って子どもに対する医療を提供していくこととしていますが、ケースによっては、入所前の段階に、児童相談所から精神科医療を含め必要な医療を受けさせる可能性があることを親権者に対し説明し、

理解を得ていただくことも考えられます。個別具体的な打診の状況に応じて協力をお願いさせていただくことがありますので、予め御了知いただきますようお願いいたします。

6. 国立施設での支援が必要な子どもについて

国立施設は、「特に専門的な指導を要する児童」を入所させて、その自立支援を行うことを目的としています。このことは、例えば、精神科診断を有することや、強制的措置の許可申請を行っていることを、入所の要件としているものではありません。

児童自立支援施設が支援対象としている「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等が必要な児童」への支援に当たっては、当該子どもが抱える課題の要因となった環境や地域から一旦切り離し、小舎夫婦制のもと家庭的な雰囲気の中で、規則正しい集団生活を営むことが効果的な場合もあると考えられます。こうした子どもに対し、国立施設が専門性を発揮し、支援を行う対象とすることが考えられますので、入所先の検討に際しては、国立施設への入所も含め幅広くご検討いただき、各国立施設の調査課まで早期の段階からご相談されるようお願いいたします。

【担当者連絡先】

子ども家庭局家庭福祉課

予算係 TEL : 03-5253-1111 (内線 4818)

【国立施設への入所に関する問合せ先】

国立武蔵野学院

調査課 TEL : 048-878-1260 (代表)

国立きぬ川学院

調査課 TEL : 028-682-2448 (代表)